

# 新型コロナウイルスの感染症対策マニュアル（第1次）

令和2年5月11日（月）

志布志市立有明小学校

## I 基本大原則

- 1 安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避けること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、児童及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

## II コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

- 1 発熱等かぜ症状のある児童の出席停止の徹底
  - (1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。「体温等チェック表」は、家庭で記載いただき、毎日提出してもらい、学校と健康状態についての情報を共有する。「体温等チェック表」は、4月のものに重ねて毎月のカードを貼付する。
  - (2) 登下校時の注意

集団での登下校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることからマスクの着用など、咳エチケットを守るとともに、手が届かないくらいの距離をおいて、1列で歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。
  - (3) 学校での朝の健康観察（学級担任等）
    - ① 家庭で登校前に検温をしていない児童に対しては、登校時に校長室等で体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
    - ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する。
    - ③ 体温等チェック表は各学級毎にまとめ、職員室で担任外の職員が児童の健康状況を確認しながら一覧表にまとめ、校長に提出する。
    - ④ 養護教諭等は、朝の会での健康観察の結果を学級ごとにまとめ、校長に報告する。
    - ⑤ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。特にマスクの常時着用による水分不足や軽い熱中症にも注意する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「体温等チェック表」に記録し、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり
  - (1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（始業前、2校時休み、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後、掃除の後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。
  - (2) 教室内の換気・配席の工夫
    - ア 可能な限り窓は常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必

要に応じ、児童の服装についても配慮する。

- イ 教室内では、マスクを着用することとし、児童間の距離を可能な限り一定程度（1～2m程度が望ましい）離す。マスクを忘れた児童へは、職員手作りのキッチンペーパーマスクを与える。
- ウ 座席間を離して着席するなど、できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。1学級の人数が20人程度の場合は、座席間を1m以上離して交互に着席させるなど工夫する。
- エ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。
- オ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マスクは、いずれの色も可とする。

● クラスタ（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

- 1 換気を励行する  
窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。
- 2 人の密度をさげる  
人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。
- 3 近距離での会話や発声、高唱を避ける  
周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

(3) 給食時の注意点

給食当番はもとより、児童全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共有しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクをするまた、会食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

(4) 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレ等、児童が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（入口ドアノブ、掃除用具入れのドアノブ、階段手すり、水道の蛇口、スイッチ等）は、1日に1回程度、市教委から配布された次亜塩素酸電解水を吹きつけ、布で拭き取る。拭き取った布はその日のうちに洗って干す。（掃除用の雑巾と混ざらないように気をつける。）

【作業場所と担当者】

各教室－学級担任	
非常階段出入口－1階 ひまわり担任	
2階 6年担任	
男子職員便所・女子職員便所－その週の当番職員	
職員室－教頭	校長室－校長
事務室・資料室・正面玄関－中尾	理科室・理科準備室－中村
助手室・印刷室・児童玄関－窪田	保健室・コンテナ室－上山
音楽室－西村	図書室－福元
多目的室・体育館（トイレ以外）－松尾	1階児童便所－窪田，中村
2階児童便所－西村，福元	体育館便所－教頭
外便所－上山，校庭使用のスポーツ少年団育成者	体育館便所－夜間利用団体

### 3 各教科学習等における留意事項

#### (1) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科，図画工作科，美術科，技術・家庭科，体育科等において共用で使用する器具や用具，ICT機器を使用する場合は，使用前後に手洗いや消毒を行う。

※ ICT機器を消毒する場合は，消毒液を直接機器に噴霧せず，布等に消毒液を含ませて拭くこと。

#### (2) 特に配慮を要する教科

##### ○ 家庭科

- ・ 単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し，当面の間，調理実習は見合わせる。
- ・ 被服実習を行う際には，児童同士が近距離で作業することを避け，実習台や共用の用具の消毒を行う。

##### ○ 体育科，保健体育科

- ・ 飛沫感染の恐れがない活動時には，マスクを着用せずに活動してもよい。
- ・ できる限り，屋外で学習する。
- ・ 体育館を使用する際には，体育館の窓を開放し，十分な換気を行う。

(開放が難しい場合は，20～25分ごと30分～1時間に1回活動休止し，10分程度の換気を行う。)

- ・ 体づくり運動，柔道，サッカー，バスケットボール，ダンス等の学習において，身体が接触するような活動は避ける。

(例：サッカーにおけるボールの奪い合い バスケットボールにおける防御)

- ・ 近距離での会話や活動は避ける。
- ・ 大声での応援，ハイタッチ，握手，補助等の身体的接触は避ける。
- ・ 多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は，手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら，石けんで手洗いをする。
- ・ 準備及び片付けにおいて，近距離になる状況を避ける。
- ・ 単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行う。
- ・ できるだけ早期に，1，2年生の特別活動，小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において，正しい手洗いの仕方について指導する。また，同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において，換気などの生活環境を整えることを指導する。

##### ○ 音楽科

- ・ 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動は行わない。楽器の演奏等についても十分に隣との間隔を考慮する。

##### ○ 英語・外国語活動

- ・ 握手，ハイタッチや，身体の接触を伴う活動は避ける。

### 4 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・ 1学期での実施は行わない。夏季休業中を含め，2学期以降に変更とする。その場合は，関係業者や宿泊施設等との連絡調整を行う。その際，2学期以降の延期の可能性も含めて，丁寧かつ慎重な打合せを進める。(修学旅行 10/21,22 宿泊学習 11/25,26)

### 5 健康診断について

第1次尿検査予備日 5/22，内科検診 6/17，歯科検診 7/1，心臓検診(1年) 未定

### 6 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため，十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

## 7 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、児童の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

## 8 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、児童及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもが感染する可能性があるのもであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

## 9 個人情報の保護について

児童・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

## 10 保護者への注意喚起

児童については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・ 毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・ 家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・ 家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・ 家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。
- ・ 再び臨時休業措置がとられた場合、安心安全光の子メールでを通じて家庭への連絡をすることを伝え、全家庭がメールを受信できるような環境を整えるように依頼する。

## 11 教職員の出勤等の服務

- (1) 教職員が罹患した場合は、病気休暇を取得させる。
- (2) 教職員が発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇等を取得させる。
- (3) 教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には、特別休暇等を取得させる。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止において、職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合は特別休暇の取得が可能である。
- (5) 臨時休業その他の事情に伴い、子の世話を行う職員から特別休暇取得の申請があった場合に当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に特別休暇の承認する。
- (6) 臨時休業中の在宅勤務については通勤時や学校での勤務時に「3密」を回避できない場合やその他特別に「3密」に回避できない理由がある場合に承認できる。特別な理由とは「高齢者」「基礎疾患がある者」「免疫抑制状態にある者」「妊娠している者」などが該当する。なお、在宅勤務の承認は、承認を受けようとする学校職員の所属校長が行う。
- (7) 市費職員については、市教委教育総務課とも事前に相談して対応する。

### Ⅲ 新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応マニュアル

#### 新型コロナウイルス感染が判明した場合の危機管理対応マニュアル

令和2年4月17日  
志布志市教育委員会



想定者	児童生徒	教職員	保護者	一般市民
<p>① 設置者が直ちに確認すべき事項・情報等</p> <p>&lt;学校の事務の取組&gt;</p> <p>○児童生徒の緊急連絡先</p> <p>○学校のHP整備</p> <p>○安心安全メールの登録</p> <p>※「ガイドライン」確認事項</p>	<p>【学校】</p> <p>① 感染児童生徒の基礎情報 (学年・学期、家庭構成、家族の健康状態等)</p> <p>② 感染児童生徒の学校内での活動の態様★ (校内の活動場所等)</p> <p>③ 校内での接触者の確認★ (学年、不特定多数との接触有無)</p> <p>④ 学校関係者との接触の有無★ 【保護者から聞き取る】</p> <p>⑤ 感染児童生徒の学校外での他人との接触機会の有無(買い物、少年団、塾等)</p> <p>【市教委】</p> <p>⑥ 感染経路の明否★ (保護者からの情報) (感染経路の判明可否、集団感染の有無)</p> <p>⑦ 志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談</p>	<p>【学校】</p> <p>① 感染教職員の基礎情報 (担当学年・学期、家庭構成、家族の健康状態等)</p> <p>② 感染教職員の学校内での活動の態様★ (校内の活動場所等)</p> <p>③ 校内での接触者の確認★ (学年、不特定多数との接触有無)</p> <p>④ 学校関係者との接触の有無★ 【保護者から聞き取る】</p> <p>⑤ 感染教職員の学校外での他人との接触機会の有無(買い物、塾等)</p> <p>【市教委】</p> <p>⑥ 感染経路の明否★ (保護者からの情報) (感染経路の判明可否、集団感染の有無)</p> <p>⑦ 志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談</p>	<p>【学校】</p> <p>① 感染保護者及び濃厚接触者の基礎情報 (学年・学期、家庭構成、家族の健康状態等)</p> <p>② 濃厚接触者(児童生徒)の学校内での活動の態様★ (校内の活動場所等)</p> <p>③ 濃厚接触者(児童生徒)の接触者の確認★ (学年、不特定多数との接触有無)</p> <p>④ 学校関係者との接触の有無★ 【保護者等から聞き取る】</p> <p>⑤ 濃厚接触者(児童生徒)の学校外での他人との接触機会の有無(買い物、少年団、塾等)</p> <p>【市教委】</p> <p>⑥ 感染経路の明否★ (保護者からの情報) (感染経路の判明可否、集団感染の有無)</p> <p>⑦ 志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談</p>	<p>【市教委】</p> <p>① 志布志保健所との連携により情報収集</p> <p>② 市教委本部との情報共有</p> <p>③ 学校への適切な情報提供</p> <p>※感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきかを判断する。 (文部省「ガイドライン」) 【判断する際の観点】 ア 学校内における活動の態様 イ 感染者の多寡 ウ 地域における感染状況の状況 エ 感染経路の明否 オ その他</p>
<p>② 情報共有すべき機関(連絡相談相手)等</p>	<p>① 志布志保健所</p> <p>② 志布志保健所(市長、副市長、総務課、保健課、福祉課、教育委員会(課等)) ※市対策本部会議</p> <p>③ 大隈教育事務所</p> <p>④ 市内小中学校及び志布志高等学校、尚志高等学校等</p> <p>⑤ 学校給食センター</p> <p>⑥ その他(緊急連絡先:必要な所) 学校医等</p>	<p>① 志布志保健所</p> <p>② 志布志保健所(市長、副市長、総務課、保健課、福祉課、教育委員会(課等)) ※市対策本部会議</p> <p>③ 大隈教育事務所</p> <p>④ 市内小中学校及び志布志高等学校、尚志高等学校等</p> <p>⑤ 学校給食センター</p> <p>⑥ その他(緊急連絡先:必要な所) 学校医等</p>	<p>① 志布志保健所</p> <p>② 志布志保健所(市長、副市長、総務課、保健課、福祉課、教育委員会(課等)) ※市対策本部会議</p> <p>③ 大隈教育事務所</p> <p>④ 市内小中学校及び志布志高等学校、尚志高等学校等</p> <p>⑤ 学校給食センター</p> <p>⑥ その他(緊急連絡先:必要な所) 学校医等</p>	<p>① 志布志保健所</p> <p>② 志布志保健所(市長、副市長、総務課、保健課、福祉課、教育委員会(課等)) ※市対策本部会議</p> <p>③ 大隈教育事務所</p> <p>④ 市内小中学校及び志布志高等学校、尚志高等学校等</p> <p>⑤ 学校給食センター</p> <p>⑥ その他(緊急連絡先:必要な所) 学校医等</p>
<p>③ その日のうちに判断すべき事項</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業の判断(原則、直ちに2日間程度の臨時休業、その後は個別に判断)</p> <p>【想定する臨時休業のパターン】</p> <p>A: 一斉臨時休業</p> <p>B: 感染した児童生徒が居住する中学校区にある全小中学校のみ</p> <p>C: 感染した児童生徒の在籍する学校のみ</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業の判断(原則、直ちに2日間程度の臨時休業、その後は個別に判断)</p> <p>【想定する臨時休業のパターン】</p> <p>A: 一斉臨時休業</p> <p>B: 感染した児童生徒が居住する中学校区にある全小中学校のみ</p> <p>C: 感染した児童生徒の在籍する学校のみ</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業の判断(原則、直ちに2日間程度の臨時休業、その後は個別に判断)</p> <p>【想定する臨時休業のパターン】</p> <p>A: 一斉臨時休業</p> <p>B: 感染した児童生徒が居住する中学校区にある全小中学校のみ</p> <p>C: 感染した児童生徒の在籍する学校のみ</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業の判断(原則、直ちに2日間程度の臨時休業、その後は個別に判断)</p> <p>【想定する臨時休業のパターン】</p> <p>A: 一斉臨時休業</p> <p>B: 感染した児童生徒が居住する中学校区にある全小中学校のみ</p> <p>C: 感染した児童生徒の在籍する学校のみ</p>
<p>④ 中期的判断の必要な事項等</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校復帰の時期 (保健所との十分な相談の上)</p> <p>② マスクの作成、消毒後の学校供給</p> <p>③ 感染児童生徒に関する市長メッセージ</p> <p>④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知 等</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校復帰の時期 (保健所との十分な相談の上)</p> <p>② マスクの作成、消毒後の学校供給</p> <p>③ 感染児童生徒に関する市長メッセージ</p> <p>④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知 等</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校復帰の時期 (保健所との十分な相談の上)</p> <p>② マスクの作成、消毒後の学校供給</p> <p>③ 感染児童生徒に関する市長メッセージ</p> <p>④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知 等</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校復帰の時期 (保健所との十分な相談の上)</p> <p>② マスクの作成、消毒後の学校供給</p> <p>③ 感染児童生徒に関する市長メッセージ</p> <p>④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知 等</p>

感染症対策へのご協力をおねがいします

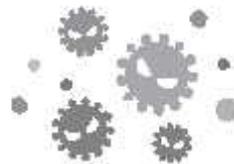
# 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を拭きます。**
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います。**
- ・周囲の人から**なるべく離れます。**



## 3つの咳エチケット

電車や駅、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う)    ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う    袖で口・鼻を覆う



何かせずに咳やくしゃみをする    咳やくしゃみを手でかき止める

## 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う    2 ゴムひちを耳に掛ける    3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸

厚生労働省

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

# ！ 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。  
**外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前**などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手の指の間に  
・爪は短く切っておきましょう  
・指先や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手を洗った後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の平をのびすようにこすります。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 手の背を洗います。

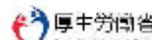


⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省 健康

